

2021 年 1 月 26 日

吸収合併に係る事前開示書面（追加）

東京都渋谷区渋谷二丁目 16 番 1 号

株式会社マクアケ

代表取締役社長 中山 亮太郎

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社ジシバリ（以下「ジシバリ」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）につき、2020 年 12 月 29 日付けで会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条の規定に基づく事前開示書面を備置しておりますが、2021 年 1 月 26 日付けで本合併の効力発生日の変更に係る吸収合併契約に関する変更覚書を締結したことに伴い、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第 191 条第 7 号の規定に基づき、以下のとおり変更後の事項を開示いたします。

【変更前】

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 をご参照下さい。

【変更後】

1. 吸収合併契約及び吸収合併契約に関する変更覚書の内容（会社法第 794 条第 1 項）

(1) 吸収合併契約の内容

別紙 1 をご参照下さい。

(2) 吸収合併契約に関する変更覚書の内容

吸収合併消滅会社であるジシバリとの合意に基づき、本合併の効力発生日を 2021 年 2 月 1 日から同年 2 月 19 日へ変更いたしました。2021 年 1 月 26 日付けでジシバリとの間で締結した「吸収合併契約に関する変更覚書」の内容は別紙 1-2 をご参照下さい。

吸収合併契約に関する変更覚書

株式会社マクアケ（以下「甲」という。）及び株式会社ジシバリ（以下「乙」という。）は、甲及び乙間の吸収合併に関する 2020 年 12 月 22 日付け合併契約書（以下「原契約」という。）について、以下のとおり吸収合併契約に関する変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。本覚書に特に定めがある場合を除き、原契約において定義された用語は本覚書においても同一の意味を有するものとする。

第 1 条（効力発生日の変更）

原契約第 3 条（本合併の効力発生日）を、以下のとおり変更する。

（変更前）

本合併の効力発生日は、2021 年 2 月 1 日（以下「本合併効力発生日」という。）とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

（変更後）

本合併の効力発生日は、2021 年 2 月 19 日（以下「本合併効力発生日」という。）とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第 2 条（その他の事項）

本覚書に定めのない事項は原契約の規定に従うものとする。

本覚書締結の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021 年 1 月 26 日

甲：東京都渋谷区渋谷二丁目 16 番 1 号

株式会社マクアケ

代表取締役社長 中山 亮太郎（会社代表印）



乙：東京都渋谷区元代々木町 54-1

東京セントラル代々木 401 号室

株式会社ジシバリ

代表取締役社長 藤池 匡史（会社代表印）

